



ネットワーク社会と NPO

NPO の社会的機能

いまインターネットを基盤にしたグローバルなネットワーク社会が生成しようとしており、それにともない、複雑で多様な関係がグローバルな規模で形成されつつある。ネットワーク社会では、さまざまな領域において相互作用が活性化され、情報や知識が積極的に活用・編集・創造される。日本においてもネットワーク社会の急速な発展が見られ、それとともに NPO (Non-Profit Organization) の活動も活発になっている。では、ネットワーク社会において NPO はどのような社会的機能を持っているのだろうか。

NPO の社会的機能領域は、従来の公的セクタ (Public Sector) と民間セクタ (Private Sector) とも異なり、かつ両者の要素を含み持つ中間的なセクタ (あるいは両者のハイブリッド) である (図-1 を参照)。図の上部は、従来から見られる政府に代表される公的システムと市場システムが、社会システムにおいて重要な役割を果たしてきたことを示している。しかし従来の社会システムでも市場システムと政府システムの間で中間組織による調整システムが存在した。アメリカではロビイストがそのような役割を担ってきた。図の下部は、政府機能が縮減し、市場システムの機能が拡大することを示し、同時に中間組織による調整システムが拡大することを示している。

いまや NPO は、政府とも営利を目的とした法人企業とも異なった重要な役割を果たす主体になりつつある。我々は、NPO の役割を明確にした上でネットワーク社会を支える制度デザインを構想しなければならない。

NPO には、具体的には、大きく分けて3つの機能領域が存在する。第1の機能は、営利活動に近い領域である。この場合、NPO は、ネットワークの結節点として、さまざまな主体による相互評価に基づく緩やかなルール

づくりを可能にし、さまざまな利害を調整する機能を果たす、コーディネータとしての機能がある。コーディネータとしての NPO は、アメリカのシリコンバレー・モデルの成功に見られるように、民間企業の技術革新やビジネス・モデルの進化を促進させる。

2番目の機能領域は、公共的活動に近い領域である。この場合、NPO は、さまざまな活動を評価し、ナビゲータ機能を持った「信頼できる第三者機関」(TTP: Trusted Third Party) として位置づけられる。TTP としての NPO は、アメリカの BBB (ベタービジネス・ビューロー) や北欧諸国のオンブズマンに見られるように、市民参画型の中立的な評価機関・苦情処理機関として、モニタリングや紛争処理にあたり、準公的規制を行うものである。たとえば個人情報保護や消費者保護において重要な役割を担うことができる。

3番目の機能領域は、ネットワークにおける参加主体の相互評価によって社会的評価や信頼性を創造しようとする活動である。これは社会的価値創造のための NPO として位置づけることができる。社会的価値創造のための NPO は、オープンソースの OS, リナックス (Linux) の進化プロセスに見られるように、グローバルなネットワーク活動やオープンソース型の技術革新を促進することができる。

ネットワーク社会の発展動向を考えると、ネットワークを活用してそれぞれの NPO が相互に連結し、影響し合い、ハイブリッド型の NPO が求められている。たとえば、社会的評価創造のための NPO をコーディネータとしての NPO がうまく取り入れることによって、進化速度の早い技術標準が創造される可能性がある。また、NPO にコーディネータ機能と TTP 機能の双方を担わせることによって、IT とネットワークを有効に用いた地域福祉活動を活性化させ、また身体障害者や高齢者のテレワークを活性化させることができるだろう。さらに NPO のコーディネータ活動と社会的評価活動を媒介に

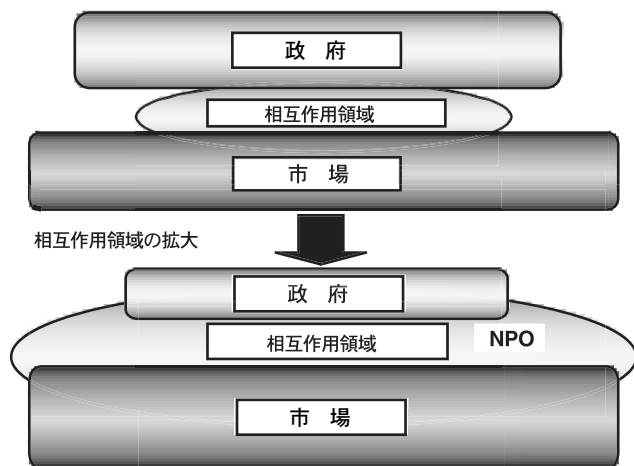


図-1 NPOの社会的機能領域

して、地域住民が企業や地方自治体との信頼関係を強化し、地域社会発展を目的として情報と知識を交換し、共同で政策を作成することになると、地域社会の経済、文化、福祉政策、環境政策などに大きな変化が生じる可能性がある。

NPOと電子地域通貨

現在、世界各地でローカルな範囲で流通するさまざまな地域通貨が発行されている。これらの地域通貨は現実通貨との交換性を持たないのが一般的だが、さまざまなサービス、財、知識、情報などと交換できる。そして、そのような地域通貨を用いて相互に環境保護活動、福祉活動などの地域コミュニティ活動の価値評価が行われている。もしNPOによって電子地域通貨（現実通貨との交換性はない）が発行されたら、その電子地域通貨を交換手段として用いることによって環境保全活動に対する活動を地域コミュニティで価値評価することもでき、その通貨を手に入れた人は必要な生活財などと交換することができる。

これは局地的な環境保護のための互酬システムというべきものだが、もしインターネット上でNPOによって地域電子通貨（現実通貨との交換性はない）が発行され、交換がさかんになされた場合、グローバルな互酬システムが形成される可能性がある。この場合、電子地域通貨はもはや局地的ではなくなる。その地域通貨を決済手段としてソフトウェア、データベース、電子出版物などをグローバルに交換し合うことができる。もし世界的規模で無視し得ないほどの数の人々がこのシステムに参加し、さまざまな電子地域通貨の中からどれかが「売却可能性の高い財」(Carl Menger)になるならば、資産の一定量を電子地域通貨で保有しようとする動機が広範

に存在することになる。

ところで、NPOによる電子地域通貨の発行が流通圏を拡大した場合、互酬の手段として適切に機能させるためには留意すべき点がある。

かつてF. A. Hayekは、「貨幣発行自由化論」(1976年)において、貨幣の非国有化案を提唱した。政府による通貨発行の独占を廃止し、民間での自由な通貨発行を認めるべきだというのである。彼の提案の最も重要な狙いは、信用創造を抑制し、経済活動に対するインフレなどの貨幣的混乱を阻止することにあった。

Hayekによれば、通貨発行者は通貨名称を決定し、その通貨と他の通貨との交換レートを宣言しなければならない。自由競争である以上、激しい競争が展開され、生き残るには自らの発行する通貨価値の変動幅をできるだけ小幅にしなければならない。変動幅が大きければ、貨幣の基本機能の1つである価値保蔵機能を満たすことができず、人々の信任を得ることはできない。したがって発券銀行は、インフレを起こす可能性のある信用創造に慎重にならざるを得ない。

また非発券銀行による預金の創出による信用創造の可能性もあるが、これに対してHayekは、非発券銀行が新たに創出した預金通貨と他の通貨との交換を認めないという処置を発券銀行が行えば、非発券銀行の支払準備率はほぼ100パーセントにならざるを得ず、信用創造を行うことが事実上不可能になる。したがって、インフレーションなどの貨幣的混乱を抑止できると主張した。

もしNPOによる電子地域通貨の自由発行が行われ、発行者の間で自由競争が行われるならば、Hayekの提案した貨幣の非国有化案は、ネットワーク社会における自生的になされる価値評価の在り方を考える際に参考になるだろう。すなわち、地域電子通貨の支払準備率は100パーセントに維持し、信用創造の機会を抑止しなければならない。さもなければ早晩、その通貨は信頼性を失ってしまうだろう。

ともあれ、長期的にはNPOの活動を軸にして地域社会のネットワークがさまざまな地域をグローバルな規模で連結するようになるかもしれない。拡大しつつあるネットワーク社会は、地域社会が相互に自律性と多様性を認め合い、NPOをノード（結節点）にしたグローバルな社会システムになるべきだろう。

参考文献

- 1) Hayek, F. A. : Denationalisation of Money, 2nd ed., The Institute of Economic Affairs, London (1978).
- 2) 川口慎二訳：貨幣発行自由化論，東洋経済新報社（1988）。
- 3) 須藤 修，出口 弘編著：デジタル社会の編成原理，NTT出版（2003）。（平成15年9月16日受付）